

船舶安全管理証書の裏書及び延長に関する事項

改正規則

船舶安全管理システム規則

改正事項

船舶安全管理証書の裏書及び延長に関する事項

改正理由

安全管理手引書の検査等について定めた、海査第 756 号の一部改正により、日本籍船に対する船舶安全管理証書（SMC）の更新審査時に、裏書による 5 ヶ月延長が可能となった。

今般、上記改正に伴い、日本籍船舶に適用する関連規則を改めた。

改正内容

SMC の更新審査完了後の裏書による 5 ヶ月延長に関する要件を規定した。